（様式１２：特定委託業務共同企業体協定書（案））

特定委託業務共同企業体協定書（案）

（目的）

第１条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 いの町発注に係るいの町官民連携まちなか再生支援業務（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。）

二 前号に附帯する事業

（名称）

第２条 当共同企業体は、〇〇株式会社・△△株式会社特定委託業務共同企業体（以下「当

企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第３条 当企業体は、事業所を〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、委託業務契約（以下「契約」と

いう。）の履行完了後〇カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契

約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 〇〇県〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社

 △△県△△町△△番地 △△株式会社

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督

官庁等と折衝する権限並びに事項の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含

む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務）

第８条 各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につ

き発注者と契約内容に変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

 〇〇業務 〇〇株式会社

 △△業務 △△株式会社

２ 前項に規定する分担業務の金額については、次条に規定する運営委員会が定め、発注

者に通知するものとする。発注者と契約内容の変更があったときも同様とする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の完了にあたるも

のとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図

り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名

義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経

費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条 契約の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月

１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員が

これを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協

議するものとする。

３ 前２項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うもの

とする。

４ 前３項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れる

ものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第 16 条 構成員は当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残

存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務の履行を完了するものとする。

２ 前項の場合においては、第 14 条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各

構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、そ

の証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものと

する。

　　令和５年〇〇月〇〇日

 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇（氏名）

 △△株式会社 代表取締役 △△（氏名）